

— 平成20年度病院事業 —

# 韮崎市立病院の運営状況

## をお知らせします！



…… 韮崎市立病院では、10月から土曜日の外来診療が休診となっています ……

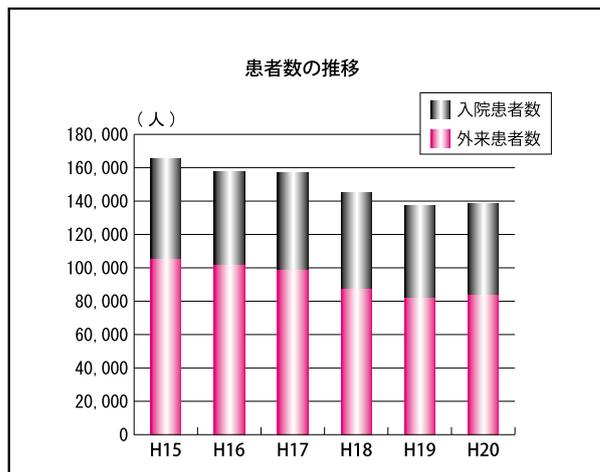
### ◆患者数と事業収支の状況

入院と外来を合わせた患者数は、138、778人で、前年度より1、410人増加しました。内訳は、入院が54、978人（構成比39.6%）、外来83、800人（同60.4%）  
 図表1は年度別に患者数の推移をグラフにしたものです。平成20年度は、前年度に比べると、外来は、2.7%増、入院は1.5%減でした。

また、平成20年度の事業収支状況は、内科医師2名を新たに採用できたことなどによる事業収入の増加（図表2参照）と、人件費の減少などに伴う事業支出の減少により、19年度までの赤字から、7、321、454円の黒字とすることができましたが、引き続き厳しい運営状況にあることには変わりはありません。

### ◆韮崎市立病院は、『市民（地域）に愛され信頼される病院づくり』を目指します。

国の医療制度の改革や医師、看護師の確保が大変困難な中、病院経営は厳しい状況にあります。限られた状況のなかで、住民の安全安心な生活を支援することを責務と認識し、職員一丸となって頑張っています。韮崎市立病院は、韮崎市の一一般会計からの繰入金で補てんはあるものの、病院現場の経営努力によって財源を生み出し、病院の施設整備や医療機器の適切な管理及び患者サービ

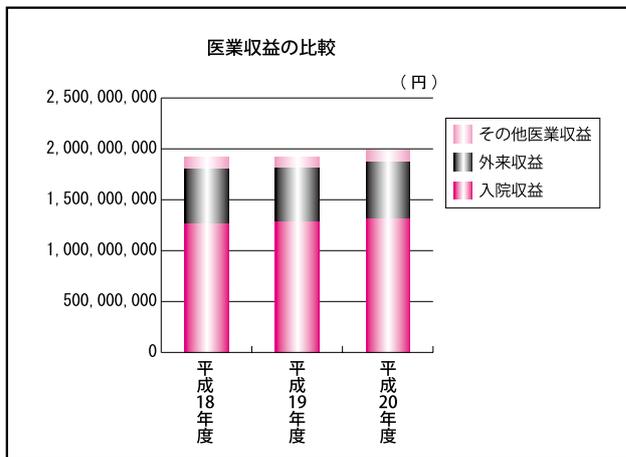


【図表1】

又の充実などに努めています。また、院内に設置してありますふれあい箱に「患者さんの声」をお寄せいただき、今後の病院運営に活用し、『市民（地域）に愛され信頼される病院づくり』を目指した地域医療に取り組みで参ります。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

### ◆診療と診療費（報酬）の関係

患者さんに対して医師が診療し、その診療に対して患者が診療費の支払いをする関係は「診療契約」といいます。診療契約は、診療を委託する契約で、委任契約（民法第656条）に準ずる準委任契約となります。患者さんは医療機関で診療を受けられましたら診療費（自己負担額など）



【図表2】

### ◆時間外の診療（救急外来）を受ける場合

日直医及び当直医につきましては、専門医でない医師が診療にあたる場合もあります。ご了承ください。市立病院の認定救急病院及び病院群輪番制病院としての当番は、木曜日を除く、月・火・水・金・土・日曜日です。

をお支払いいただかなければなりません。病院は、支払われた診療費をもとに運営されますので、速やかなお支払をお願いします。また、保険証を持参されないと診療費が全額負担となりますので、受診の際には、必ず保険証の提示をお願いします。

### ■お問い合わせ

韮崎市立病院事務局総務担当

☎ 22-1221    📠 22-9731

◆ 市立病院のご利用案内 ◆

科 名	診 療 日				
	月	火	水	木	金
内 科	◎	◎	◎	◎	◎
外 科	◎	◎	◎	◎	◎
小 児 科	◎	◎	◎	◎	◎
眼 科	◎	◎	◎	◎	◎★
整 形 外 科	◎	◎	●	●	◎
脳神経外科	◎	◎	◎	◎	◎
泌 尿 器 科		◎	◎(午後)		
健 康 管 理	○	○	○	○	

(注)

- ◎は、初診、再診の診察日を示す。
- は、受付及び検診を示す。
- は、午前は通常診療。午後の内、水曜はリウマチ外来、木曜はスポーツ外来。
- ★金曜日のみ眼科は11時までの受付。
- 館内は、全面禁煙。
- 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は休診です。



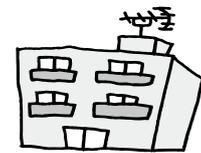
< 外来診療案内 > ※受付開始時間の30分後に診療を開始します

診 療 受 付 時 間	
初診・再診	午前8時30分～午前11時30分
泌尿器科(水曜日)	午後1時～午後3時
整形外科(水曜日)リウマチ外来	午後1時～午後3時
整形外科(木曜日)スポーツ外来	午後1時～午後3時
眼 科(金曜日)	午前8時30分～午前11時



共同受信施設の地デジ化  
助成制度のお知らせ

共同住宅(アパート・マンション)内の共同受信施設や、建物などによる受信障害対策として設置された、共同受信施設の地上デジタル化に対して、助成制度がスタートしています。



施設は地上デジタル化対応において、経費負担が過重となる場合(世帯当たり3万5千円以上)、国の助成が受けられます。ただし、国・地方公共団体等が所有する共同受信施設は助成対象とはなりません。助成を受けるには、改修工事の実施前に申請を行う必要があります。

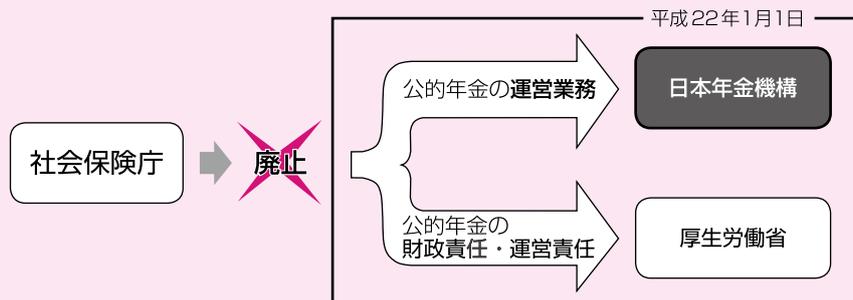
共同住宅の共同受信施設に対する助成金制度は平成22年1月15日、受信障害施設デジタル化の助成金制度は平成21年12月28日が申請の締切となっています。

※助成制度の詳しい内容については、総務省テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ)のホームページをご覧ください。

「日本年金機構」が  
来年1月1日からスタート!

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

★現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。



◆ デジサポ助成金相談窓口  
☎ 0570-0931724  
(平日9時～18時)

※IP電話など、ナビダイヤルがつかない方は、  
03-5623-3121へ

◆ 助成金申請先  
各地域の総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

■ お問い合わせ  
総務省地デジユニナー  
支援実施センター  
☎ 0570-033840  
E-mail: <http://digi.sapo.jp/>

レッツ!地デジ化!





■お問い合わせ  
税務課市民税担当  
(内線153~155)

# 従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ

## ◆個人住民税の特別徴収の実施について

「個人住民税の特別徴収」とは、事業主の皆さまが国の所得税と同様に特別徴収義務者として、従業員に支払う給与から個人住民税を毎月徴収し、従業員（納税義務者）の住所地の市町村に納入いただく制度です。

地方税法や市の条例により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっていきます。（特別徴収の方法が著しく困難である者を除きます。）「個人住民税の特別徴収」に、ご協力をお願いします。

### ■特別徴収の手続き方法

(下図参照) ↓

#### ◇手順①

給与支払報告書に「特別徴収希望」と記し1月31日（22年は2月1日）までに提出してください。（作成方法については国税庁作成の冊子「年末調整のしかた」を参照してください。）

#### ◇手順②・③

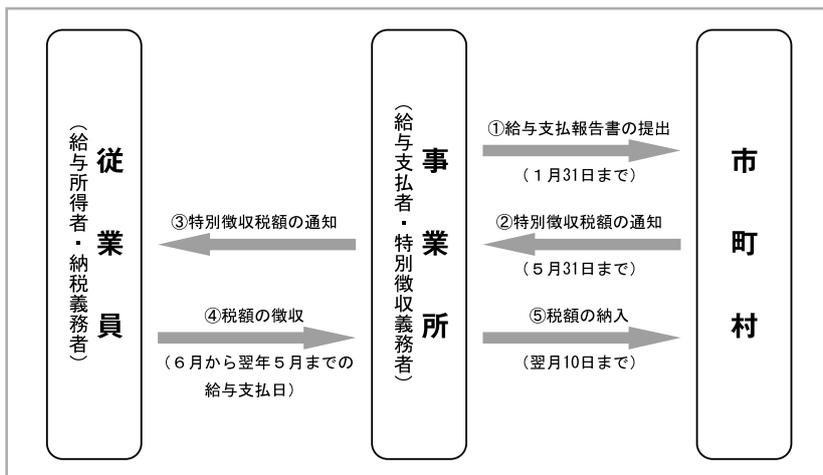
5月31日までに市から、納付書及び事業所あての通知と従業員あての通知を送付しますので、従業員あての通知を配布してください。

#### ◇手順④・⑤

特別徴収税額の合計額の12分の1の金額を、6月から翌年5月までに毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市へ納入します。その際は送付した納付書を使用します。

#### ■特別徴収すると…

- 従業員の方が金融機関に出向く手間が省けます。
- 給与から直接徴収されるため、個人の納税忘れにより



延滞金を徴収されるなどの事態を避けることができます。従業員の方にとつて年4回納付の普通徴収は負担感がありますが、特別徴収は年12回となるため、1回当たりの負担が軽くなります。



## 今月の納税

税目	納期限
固定資産税 第3期	12月25日 (金)
国民健康保険税 第6期	
介護保険料 第5期	
後期高齢者医療保険料 第6期	

### 今年の税は今年のうちに！ 納税相談・収納窓口を開設！

- ◆夜間納税相談・収納窓口  
12月10日(木) 21日(月)  
22日(火) 24日(木)  
18時～20時30分
- ◆休日納税相談・収納窓口  
12月19日(土)  
10時～16時

■お問い合わせ  
収納課 (内線165・166)

## 償却資産の申告を忘れずに

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

#### ■対象となる資産

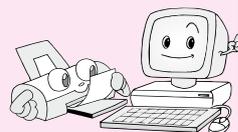
- ◇構築物（広告塔・舗装路面・水槽・煙突など）
- ◇機械および装置（製造設備など）
- ◇車両および運搬具（フォークリフトなど）  
※自動車税、軽自動車税の課税対象は除く
- ◇工具・器具・備品（事務機器・各種工具など）

#### ■申告期限

償却資産を所有している方は、1月1日現在の資産状況を、**2月1日(月)**までに申告してください。

#### ■お問い合わせ

税務課固定資産税担当 (内線156～158)



給与所得者のみなさん

ご存知ですか「年末調整」

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者が、毎月の給与から源泉徴収された1年間分の所得税の過不足を精算する手続きのことです。

給与所得者にかかる年間の所得税額は、扶養親族の異動、給与額の変動、生命保険料・地震保険料などの控除を年末調整によって行うなどの理由により、毎月源泉徴収された額と、必ずしも一致しません。

このため、年間の給与総額が確定する年末に、税額の過不足を調整することで、大部分の給与所得者は、確定申告をする必要がなくなります。

12月は「年末調整」の時期です！

事業主の方へ  
給報の提出は2月1日まで

給与の支払者（事業主）は、支払いを受ける人（給与受給者）の居住する市町村に、1年間に支払った給与等の明細「給与支払報告書（給報）」を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住民税

の課税や、諸証明発行の資料となるものですので、全ての受給者（退職者も含む）について作成し、必ず期限内に提出してください。

■提出期限

平成22年2月1日(月)

■提出先

給与受給者が平成22年1月1日現在に居住する市町村

■記入上の注意

◇給与受給者の平成22年1月1日現在の、住所または居所を記載してください。

※居所を記載した場合は、「摘要欄」に住居登録地の記載をお願いします。

◇給与受給者氏名には正確なフリガナをふり、生年月日も忘れず記載してください。

※外国人の場合は「外国人登録」の氏名の記載をお願いします。

◇「摘要欄」には、住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日、国民年金保険料などの金額、扶養親族の氏名と続柄（別居者については住所も）、前職の合算処理などの事項を必ず記載してください。

■お問い合わせ

税務課市民税担当

(内線1533~155)



ハロー “ケリーのワンポイント英会話”

ハロー エブリワン！ お元気ですか？

ケリーのワンポイントイングリッシュレッスンです。今月のレッスンは、「～を知っていますか？」「～を聞いたことがありますか？」です。どちらも、簡単にイエス、ノーで答えることができるフレーズですよ。



- 1) Do you know ~? ~を知っていますか？
- 2) Have you heard of ~ before? ~を聞いたことがありますか？

よく使われるフレーズなので、初めて会う人でもお友達でも、誰にでも使えます！～の部分には、名前や場所、物なんかを入れてみてください。こんな感じです。

“Do you know ARASHI?” 「嵐って知ってる？」  
(ドゥー ユー ノウ 嵐?)

“Have you heard of ARASHI before?” 「嵐って聞いたことある？」  
(ハヴ ユー ハード オブ 嵐 ビフォー?)

もちろんみなさん「嵐」知ってますよね！でも、もし知らない人がいたらそんな時は、先月号のワンポイントレッスンを思い出してください。

“recommend” 「お勧め」です。さっそくみなさん（もちろん私もです！）の大好きな「嵐」をお勧めしてください。

“I recommend 嵐” 「私のお勧めは、嵐です。」  
(アイ レコメンド 嵐)

このフレーズを使うと、お友達のことをもっと知ることができますし、あなたのことも知ってもらうことができ、共通の会話が広がりますよ！それじゃまた、来月号でお会いしましょう！

